

# 契約保証金の減免範囲の拡大について

令和5年4月1日から、契約金額による契約保証金の減免範囲が拡大されます。

## ① 工事請負契約以外の契約

100万円未満で、契約不履行のおそれがないと認められる契約が減免対象となります。

### 《工事以外の契約 変更イメージ図》

		【変更後】		【変更前】	
		随意契約	競争入札による契約	随意契約	競争入札による契約
100万円		× (減免対象外)	× (減免対象外)	× (減免対象外)	× (減免対象外)
50万円		○ (減免対象)	○ (減免対象)		

## ② 工事請負契約

130万円以下で、契約不履行のおそれがないと認められる契約が減免対象となります。

### 《工事契約 変更イメージ図》

		【変更後】		【変更前】	
		随意契約	競争入札による契約	随意契約	競争入札による契約
130万円		× (減免対象外)	× (減免対象外)	× (減免対象外)	
50万円		○ (減免対象)	○ (減免対象)	○ (減免対象)	× (減免対象外)

※ この契約保証金の減免範囲の拡大は、長野市契約規則の一部改正によるものです。契約保証金の減免要件は、上記の要件以外にも長野市契約規則で認められています。詳しくは、2ページをご覧ください。

### 長野市財政部契約課

026-224-5015 (工事・工事設計等委託に関するお問い合わせ)

026-224-7035 (物品購入・一般業務委託に関するお問い合わせ)

※各担当課で直接契約手続きをする案件については、各担当課にお問い合わせください。

## 契約保証金とは

契約保証金は、地方自治法施行令で契約締結者からの納付が原則とされており、長野市では、契約金額の10%以上の契約保証金を納付いただいております。

ただし、長野市契約規則に定める要件に該当する場合は、契約保証金の減免が認められており、その減免要件は、下記に記載のとおりです。

(納付した契約保証金は、契約完了の確認・検査後に納付者の請求により返金されます。)

契約締結の際は、契約保証金の適切な手続きについてお願いいたします。

### 契約保証金の減免要件 (長野市契約規則第40条)

- ① 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他市長が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に市又は国(公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者で、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。  
(※1)
- ④ 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- ⑤ 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されたとき。
- ⑥ 契約金額が100万円未満(工事の請負契約にあっては、130万円以下)であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。(※2)
- ⑦ 公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため必要な財産を直接に国、他の公共団体又は公共的団体に売り払い、又は貸し付けるとき。
- ⑧ 財産の取得に伴う随意契約を締結する場合において、予算執行者が特に認めるとき。
- ⑨ 前各号に定めるもののほか、随意契約又は単価契約による場合において、当該契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。(※3)

(※1) ③の減免の適用を受けるためには、「過去の履行実績に関する申出書」の提出が必要になります。  
(様式、添付書類等は下記のQRコードからご確認ください。)

また、工事の請負契約及び工事に係る設計等委託契約については、契約金額が500万円未満のものに限り③の減免対象となります。

(※2) ⑥の減免要件は、令和5年4月1日以後に締結する契約について適用されます。同日前までに締結した契約については、「契約金額が100万円未満」とあるのは「随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下」と読み替えてください。

(前ページ(表面)、「契約保証金の減免範囲の拡大について」を参照)

(※3) 単価契約に係る⑨の減免要件は、令和5年4月1日以後に締結する契約について適用されます。

過去の履行実績に関する申出書については、こちらをご覧ください。



《物品購入・一般業務委託関係》



《工事・工事設計等委託関係》